

10月1日から最低賃金が改定されます

都道府県の平成30年度地域別最低賃金額が発表され、10月1日より順次改定となります。(都道府県により10/1～10/6)全国加重平均額26円の引上げは、平成14年度以降最大の引上げとなります。



都道府県名	最低賃金額	引上げ額	都道府県名	最低賃金額	引上げ額
北海道	835	25	滋賀	839	26
青森	762	24	京都	882	26
岩手	762	24	大阪	936	27
宮城	798	26	兵庫	871	27
秋田	762	24	奈良	811	25
山形	763	24	和歌山	803	26
福島	772	24	鳥取	762	24
茨城	822	26	島根	764	24
栃木	826	26	岡山	807	26
群馬	809	26	広島	844	26
埼玉	898	27	山口	802	25
千葉	895	27	徳島	766	26
東京	985	27	香川	792	26
神奈川	983	27	愛媛	764	25
新潟	803	25	高知	762	25
富山	821	26	福岡	814	25
石川	806	25	佐賀	762	25
福井	803	25	長崎	762	25
山梨	810	26	熊本	762	25
長野	821	26	大分	762	25
岐阜	825	25	宮崎	762	25
静岡	858	26	鹿児島	761	24
愛知	898	27	沖縄	762	25
三重	846	26	全国平均	874	26

最低賃金は、正社員、パート、アルバイトなど雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。時間給の場合は分かりやすいですが、月給や日給の場合は、時間額に直して確認が必要ですので気を付けましょう。

(社会保険労務士 今原 裕介)